

# 障がい者が利用できる主な福祉制度について

それぞれ障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。  
福祉制度(福祉サービス等)を利用する際には、多くの場合「障害者手帳」が必要となります。

**身体障害者手帳**：目、耳、手足、内臓など身体の障がいに関する手帳(1～6級)

**療育手帳**：知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)

**精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいに関する手帳(1～3級)

名 称	内 容	問 合 せ	
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	健康支援課 (945-5013)
	住宅改修費の助成	身体に障害のある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。(一部介護保険制度優先)	
	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	障害者自動車運転免許取得費・改造費の助成	身体に障がいのある方が就労などのために、普通自動車運転免許を取得(下肢、体幹機能障害の程度が2級以上)または自動車の改造をする場合(本人が運転する場合に限る。上肢、下肢、体幹機能障害)その費用の一部を助成します。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の健康保険適用の医療費を助成します。	健康支援課 (945-5013)
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の方が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件があります。)	町民課 (945-5012)
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	こども課 (945-5311)
	特別障害者手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	健康支援課 (945-5013)
	障害児福祉手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	健康支援課 (945-5013)
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、所得が125万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署 (所得税：877-8787) 税 務 課 (住民税：945-4729)
	自動車税・自動車取得税	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	沖縄県自動車税事務所 (879-1627) ※申請は健康支援課
	軽自動車税	障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	税 務 課 (945-4729)
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障害の等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。	健康支援課 (945-5013)
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。	各交通機関
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	NHK沖縄放送局 (865-2222) ※申請は健康支援課

※障害者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります。

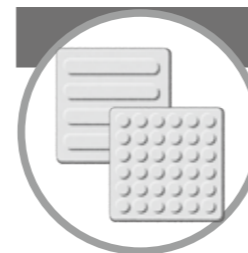
【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 障害支援係 ☎945-5013

# みんなが住みよいまちづくりを目指して

～ 12月3日～9日は障害者週間 ～

生まれつき障がいをお持ちの方もいれば、思わぬ病気や事故、年を重ねて老化することにより生じる場合もあり、障がいはひとつではなく、誰にでも生じる可能性のある身近なものです。また、同じ障がいでも人により程度や症状には差があり、外見では分からない障がいも多くあります。

障がいのある方は日常生活でも不便なこと、困難なことが多々あります。しかし、周囲の人の理解により、だれもが暮らしやすくなります。まちでよく見かける点字ブロック・白杖について紹介します。



## 点字ブロックについて

視覚障害のある方でもこのブロックに沿うことで安心して歩けます。

自動車や自転車、その他障害物があることで転倒し、事故につながります。点字ブロック上に物を置くのは絶対にやめましょう。



## 白杖について

視覚障害のある方(全盲に限らず、視野狭窄があり見えにくい方など)が歩行、移動する際に大事な役割を果たします。

- ① 杖先から地面の状況、突然の変化を探る情報提供
- ② 障害物に体よりも先に当たり、衝撃を緩和する役割
- ③ 視覚に障害があることを周囲に知ってもらうシンボルとしての役割



障がい者用駐車場に車は止めない、困っている様子があれば声をかけるなど身近なことからサポートしていこうりん!



左から2番目：新川さん、右から1番目：渡久山さん

**寺方の話題**  
**渡久山勇さん、新川厚さん 全国で大活躍**  
10月28日から30日にかけて愛媛県で開催された全国障害者スポーツ大会に県代表として出場した渡久山勇さん(宇小波津)が視覚障害者男子2部の1000mと2000mで銀メダルを、新川厚さん(宇小橋)が肢体不自由者男子2部の25m平泳ぎで銀メダル、25m自由形で銅メダルを獲得しました。  
県選手団最高齢の渡久山さんは「試合後に多くの方とハイタッチしていたら涙が出てきた」と、新川さんは「一発勝負のプレッシャーがあっただけで、好成績を残すことができて良かった」と喜びを語りました。